

# 相続定期預金

平成26年12月現在

商品名 (愛称)	相続定期預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続によりお受け取りのご資金を相続手続完了後1年以内(当金庫以外の金融機関分を含む)にお預入れ頂ける個人のお客様。</li> <li>・相続手続完了日が確認できる書類(遺産分割協議書・相続手続を行った際の相続依頼書・被相続人名義の解約済通帳など)のご提示をお願いします。</li> </ul>
期間	1年(自動継続)
預入 (1) 預入条件 (2) 対象預金 (3) 預入方法 (4) 預入金額 (5) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の定期預金のお預入れに限定します。</li> <li>・スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金</li> <li>・一括預入</li> <li>・100万円以上で、預金者がお受け取りになった相続資金の範囲内。</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示金利+0.2%。</li> <li>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>(ただし、マル優を利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> </ul>
手数料	—
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優のお取扱いができます。(元本350万円まで)</li> </ul>
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定の中途解約利率が適応されます。</li> </ul>
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：0257-24-3321、FAX：0257-22-7747)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・相続により取得した金額を上限として、1店舗のみのお預入れとなります。</li> <li>・「証書式」「通帳式」「総合口座」のお取扱いができます。</li> <li>・「総合口座」の担保とすることができます。</li> <li>(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息の合計額が保護されます。)</li> </ul>